

●香川県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成28年11月4日から同月25日まで一般の縦覧に供する。

平成28年11月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 綾川国分寺線（183号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾川町滝宮字鴻巣 297番26地先から	前	7.7~18.7	243	交通安全施設工事による 交差点改良
綾歌郡綾川町滝宮字鴻巣 245番1地先まで	後	12.6~18.7	243	

- 4 供用開始の期日 平成28年11月4日